

入札等監視委員会設置にあたっての留意事項

- 1 入札等監視委員会（以下「委員会」という。）委員の選任に係る手続きは、透明性を確保されたい。
また、委員については、法律・経済の専門家である弁護士、公認会計士、税理士、大学教授等をもって組織されたい。
- 2 委員会が監視の対象とする案件は、少額の随意契約を除き、原則として全契約案件とされたい。
- 3 委員会による調査審議にあたっては、委員に契約に関する情報を十分に提供されたい。
- 4 委員会の審議結果については、対象となった契約案件の担当部課等だけではなく、すべての執行機関に情報として提供し、契約事務の見直しに活用できるようにされたい。
- 5 委員会が意見の具申を行ったときは、これを尊重し、その趣旨に沿って必要な措置を講ずるよう努められたい。